

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol.37

### はじめに

本号では、模倣品取締活動、特に東アフリカにおける模倣品取締を重点的に扱う。また、ナイジェリア登録局の組織再編案や、セーシェルでの商標に関する重要な判決についても扱う。

### アフリカ — 模倣品取締活動

模倣の防止に取り組んでいるアフリカの弁護士 Paul Ramara 氏からの最近の報告は、アフリカにおける模倣品取締活動、特にその背後事情に対する興味深い洞察を提供してくれる。この報告は、法執行と教育の両面から沢山の関係機関—世界知的所有権機関 (WIPO)、国際刑事警察機構、多くの国の当局など—が模倣との戦いに取り組んでいることを明らかにしている。Ramara 氏は、その報告を 3つの部分に分けている。すなわち、ブランド識別研修、強制捜査と押収、有罪判決の 3分野である。

#### ブランド識別研修

アフリカの法執行当局の中には知的財産に関する豊富な知識を持っていない機関もあるため、水面下で数多くの研修が実施されている。このような研修プロジェクトは、商標権者や知的財産関連団体の発意と資金提供によって実施されることが多いが、Ramara 氏のようなアフリカの知財法専門家が実際に研修を行うケースもしばしばある。過去 1年以内に同氏が手がけたいくつもの研修の概要は、以下のようなものであった。

#### ベナン 実施場所：コトノー 2018年9月6日

WIPO が企画したワークショップで行われたブランド識別研修。以下の 16か国の法執行機関から執行官 45~50名が参加した。

アンゴラ；ベナン；ボツワナ；カメルーン；コートジボワール；コンゴ民主共和国；ガボン；ガーナ；ケニア；レソト；モザンビーク；ナミビア；ナイジェリア；南アフリカ；タンザニア；トーゴ

#### ガーナ 実施場所：アクラ 2018年6月25~26日

ガーナの税関職員およそ 40名が参加したブランド識別研修。この研修の趣旨は、模倣品と真正品を見分けるために必要な技能を税関職員に身につけさせることであった。

#### ケニア 2018年6月25~26日

ケニアの模倣品取締機関 (ACA) 及び税関の職員およそ 40名が参加したブランド識別研修。

#### ケニア 実施場所：ナイロビおよびモンバサ 2018年10月8~11日

模倣品取引と戦う国際的な非営利団体 REACT と共同で実施されたブランド識別研修。この研修には ACA および他の法執行機関の職員が参加し、参加者数はナイロビで約 40 名、モンバサで約 60 名であった。ケニア当局の職員について Ramara 氏は、「ケニア大統領の模倣品取締指令を非常に真摯に受け止めている」という印象を得た。

#### **ナイジェリア 実施場所：ラゴスおよびポートハーコート 2018年3月14~16日**

税関職員が参加したブランド識別研修。出席者数はラゴスでは約 70 名、ポートハーコートでは約 40 名であった。

#### **タンザニア 実施場所：ダルエスサラーム 2018年10月12日**

REACT（上述）と共同で実施されたブランド識別研修。タンザニアの下記の規制当局及び法執行機関から職員 45 名が参加している。

公正競争委員会；タンザニア歳入庁；タンザニア基準局；警察；国際刑事警察機構

#### **ジンバブエ 実施場所：ハラレ 2018年3月14~15日**

国際刑事警察機構と共同で実施されたブランド識別研修。以下の国を含むアフリカのさまざまな国から 30 名の当局職員が参加した：アンゴラ；ボツワナ；コンゴ民主共和国；ジブチ；マラウイ；モザンビーク；ナミビア；南アフリカ；エスワティニ（旧スワジランド）；タンザニア；ザンビア；ジンバブエ。

### **強制捜査および押収**

#### **ケニア**

ケニア ACA（上述）と警察の連携により強制捜査と押収が行われ、以下の成果を上げている。

- モンバサ港にて模倣品のキャップ 504 点を押収
- マクパの発着貨物取扱所にて模倣品の靴 2,250 足を押収。
- ナイロビにて模倣品のスパークプラグ 900 点を押収。
- 模倣品の腕時計 2,000 点を押収。
- ナイロビの企業から模倣品の腕時計 5,970 点を押収。
- ナイロビにて模倣品の衛生用品 18,000 点を押収。
- ナイロビにて模倣品のトラックスーツおよびセータージャケット 550 点を押収。
- ナイロビのキタレタウンにて模倣品のサンダル 399 足を押収。
- モンバサ港にて模倣品のキャップ 408 点を押収。
- ケニア西部のエチロキシータウンにて模倣品のズボン 109 点を押収。
- 模倣品の自動車部品 483 点を押収。
- 模倣品の自動車部品 199 点を押収。
- モンバサ港にて模倣品の剃刀 500,000 点を押収。
- モンバサ港にて模倣品の剃刀 40,000 点を押収。
- ナクルタウンにて模倣品のオーディオ製品 30 点を押収。
- モンバサ港にて模倣品のキャップ 424 点を押収。
- ナイロビのエルドレッドタウンにて模倣品のサンダル 174 足を押収。

- 模倣品の携帯電話アクセサリ 450 点を押収。
- 模倣品の被服製品 160 点を押収。
- モンバサ港にて模倣品 455 点を押収。
- ナイロビにて模倣品の日本車スペアパーツ 1,642 点を押収。
- モンバサ港にて模倣品の日本車スペアパーツ 4,150 点を押収。
- トレンドウェアの店舗にて模倣品のシャツ 378 点を押収。

これらの強制捜査および押収で摘発された商標の中に日本企業数社の商標が含まれていた。

## タンザニア

タンザニア公正競争委員会（FCC）と警察の連携により強制捜査と押収が行われ、以下の成果を上げている。

- ダルエスサラームの Kariakoo 市場で商品を販売していた 2 人の業者から模倣品の靴 304 足を押収。
- ダルエスサラームの Kariakoo 市場にて模倣品の靴 1,405 足を押収。
- ダルエスサラームの Kariakoo 市場にて業者から模倣品の靴 238 足を押収。
- 倉庫から模倣品の靴 800 足を押収。
- 倉庫から模倣品の靴 1,200 足を押収。

## ウガンダ

ウガンダでは以下の強制捜査と押収が行われている。

- 輸送用コンテナから模倣品の靴 72 足を押収。
- 輸送用コンテナから模倣品の衣類 2,500 点を押収。
- 輸送用コンテナから模倣品の衣類 2,897 点を押収。
- 輸送用コンテナから模倣品の靴 360 足を押収。

## 有罪判決

### ケニア

Ramara 氏の報告によれば、2017年7月にケニアのブンゴーマ市の事業者から計算機の模倣品 42 点が押収され、最終的には刑事訴訟を経て有罪判決に発展した。この判決に関して特に興味深いのは、Ramara 氏自身が弁護士として商標権者の代理人を務め、押収された商品が模倣品である旨を示すために必要な証拠を提出したことである。同氏はまず宣誓供述書を提出し、その後法廷での口頭証言によって証拠を提出した。Ramara 氏が提出した証拠に基づき、被告は有罪と認定され、懲役刑に代わる代替罰を言い渡された。

## ナイジェリア – 登録局の分割に関する情報

ナイジェリア当局はかねてから、商標、特許、意匠の登録機関を分立させようと躍起になっていた。当初の構想は、登録局を分割して特許、意匠、商標のそれぞれを専門に扱う 3 つの独立した登録機関とすることであった。しかし、特許と意匠の両分野に同一の法律

「1990年特許意匠法」（法律第 344 章）が適用されるという現状に照らして、そのような分割が合法的か否かという疑義が存在していた。

今や分割は確認されているが、所期の構想とは異なり 2 つの登録局が設立されることになるだろう。事態が順当に進展すれば、以下の 2 つの登録局が誕生することになる。

- 特許・意匠登録局（連邦産業貿易投資省商法部の特許・意匠課が業務を担当する）
- 商標登録局（同部の商標課が業務を担当する）

上記の分割決定は、連邦主席公務員が連邦産業貿易投資省の事務次官宛に発行した 2018 年 10 月 22 日付の書簡により確認されたものである。

## セーシェル — 商標類似判断

2018 年 9 月 18 日、セーシェル商標庁長官（Registrar General）は商標に関する重要な決定を言い渡した。この決定の元となった事案は、Intelvision Limited という名称のセーシェル企業が第 38 類の商標として「Intelvision」の文言（文字は図案化されている）の登録を求めた出願と、その出願に対して米国企業 Intel Corporation が提起した異議申立に関わるものである。

Intel Corporation は、異議申立の理由として、第 9 類、16 類、38 類、41 類および 42 類にそれぞれ登録されている先行登録商標（Intel）との混同可能性、国際的な周知商標である「Intel」との混同可能性ならびに希釈を主張した。同社は相当量の証拠を提出しており、その中には、自社が世界最大の半導体メーカーであることを示す証拠、ほとんどの PC に使用されているプロセッサの製造者であることを示す証拠、「Intel」が国際調査によるトップブランドのリストに入っていることを示す証拠、「Intel」の商標がおよそ 180 か国で登録されていることを示す証拠等が含まれていた。

この事案において長官は次のような見解を示している：Intelvision はセーシェルにわずか 3 社しか存在しないインターネットサービスプロバイダーとして認可を受けている企業であり、同社が営業している市場は小規模で専門的な市場である；コンピュータの処理装置とインターネットサービスとの間に密接な関係は存在しない；問題の 2 つの商標は 2004 年以来セーシェルで共存しているが、両者の間に現実に混同が発生したことを示す証拠は存在しない。

混同を惹起する程度の類似性という争点に関して、長官はカナダの判例 *Ultravite Laboratories Ltd v Whitehalls Laboratories Ltd* から次のようなくだりを引用している。

「いくつかの要素を個別に見た場合に類似性が存在しているとしても、全体としての商標が互いに異なっており、従って混同を惹起しない場合がありうる。考慮すべきは商標の特定の要素ではなく、商標を構成する要素の組合せと、全体としての商標が見る者に与える効果なのである。」

この論法を適用して長官は異議申立を却下し、「争点となった 2 つの商標は何らかの点で類似して見えるかもしれないが、全体として見た場合、両者に共通していない特徴によって、2 つの商標は発音や外観の面で異なっており、最終的には平均的消費者が識別しうるものとなっている」と述べた。

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 37

[著者]  
Spoor & Fisher  
  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,  
U.A.E.  
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp



JETRO  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2018年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。